

標本利用遵守事項

- 1 貸出標本の引渡・管理及び返納に要する費用は、借受人において負担すること
- 2 貸出標本の取扱いには十分留意し、効果的な利用を行うこと
- 3 貸出標本が損傷したときは、速やかに連絡し、指示に従うこと
- 4 貸出標本の転貸し又は担保に供しないこと
- 5 貸出標本は、貸出の申請目的以外の目的のため利用しないこと
- 6 別紙様式に従い、標本利用報告書を提出すること
- 7 貸出標本は、貸出期間満了の日までに返納すること
- 8 園長が必要であると認めた際は、貸出標本について実地調査若しくは所要の報告を行い、当該標本の維持・管理及び返納に関して、必要な指示に従うこと